

第九條第三項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
第十條第一項	前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、失つた輸入移動書類	前項前段の場合において汚損し、若しくは失つた移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき又は失つた移動書類
第十條第二項及び第三項	当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく	遅滞なく
第十條第四項	前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された	第十四條第一項の認定を受けた者により輸入された
第十條第五項、第十一條及び第十二條の見出し	当該輸入移動書類	当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動書類
第十二條第一項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
第十二條第二項、第十三條、第十五條第三号及び第二十六條第一号	当該輸入移動書類	当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類
附則 (施行期日)	再生利用等目的輸入事業者等	再生利用等目的輸入事業者等
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。	再生利用等目的輸入事業者等
第二条	この法律の施行の際現にされているこの法律による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(次条において「旧法」という)第四條第一項の規定による承認の申請は、この法律による改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という)第四條第一項の規定による承認の申請とみなす。	再生利用等目的輸入事業者等
第三条	この法律の施行前に輸入された旧法第二條第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下この条及び次条において「旧特定有害廃棄物等」という)又はこの法律の施行前に旧法第八條第一項の承認を受けた者が輸入しようとする当該承認に係る旧特定有害廃棄物等のうち、新法第二條第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下この条及び次条において「新特定有害廃棄物等」という)に該当しないものについては、新特定有害廃棄物等とみなす。	再生利用等目的輸入事業者等
第四条	新法第十七條第一項、第十八條第一項及び第十九條第一項の規定は、新特定有害廃棄物等のうち、旧特定有害廃棄物等に該当しないものであって、この法律の施行前に輸出されたものについては、適用しない。	再生利用等目的輸入事業者等

第九條第三項 輸入移動書類の交付を受けた者等

第十條第一項 前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、失つた輸入移動書類

第十條第二項及び第三項 当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく

第十條第四項 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された

第十條第五項、第十一條及び第十二條の見出し 当該輸入移動書類

第十二條第一項 輸入移動書類の交付を受けた者等

第十二條第二項、第十三條、第十五條第三号及び第二十六條第一号 当該輸入移動書類

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にされているこの法律による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(次条において「旧法」という)第四條第一項の規定による承認の申請は、この法律による改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という)第四條第一項の規定による承認の申請とみなす。

第三条 この法律の施行前に輸入された旧法第二條第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下この条及び次条において「旧特定有害廃棄物等」という)又はこの法律の施行前に旧法第八條第一項の承認を受けた者が輸入しようとする当該承認に係る旧特定有害廃棄物等のうち、新法第二條第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下この条及び次条において「新特定有害廃棄物等」という)に該当しないものについては、新特定有害廃棄物等とみなす。

第四条 新法第十七條第一項、第十八條第一項及び第十九條第一項の規定は、新特定有害廃棄物等のうち、旧特定有害廃棄物等に該当しないものであって、この法律の施行前に輸出されたものについては、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十三号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法

(趣旨)

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第四條の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(天皇の退位及び皇嗣の即位)

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

(上皇)

第三条 前条の規定により退位した天皇は、上皇とする。

第四条 上皇の敬称は、陛下とする。

第五条 上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。

第六条 上皇に関しては、前二項に規定する事項を除き、皇室典範(第二条、第二十八條第二項及び第三項並びに第三十條第二項を除く)に定める事項については、皇族の例による。

(上皇后)

第七条 上皇の後は、上皇后とする。

第八条 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例による。

(皇位継承後の皇嗣)

第九条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例による。

経済産業大臣 世耕 弘成  
環境大臣 山本 公一  
内閣総理大臣 安倍 晋三